

平成22(2010)年度 (財)岐阜県サッカー協会《(財)日本サッカー協会》登録について

【登録料改定のお知らせ】*平成22(2010)年度登録から

平成22年2月13日に開催された(財)岐阜県サッカー協会臨時理事会において、平成22(2010)年度の選手登録料を下記のとおり改定することが決定されました。ご注意ください。

*全種別岐阜県選手登録料を200円値上げ

選手登録料登録金種別区分	JFA 選手登録料	岐阜県選手登録料		選手登録料 合計	
		改定前	→ 改定後	改定前	→ 改定後
第1種(県L以上)	¥2,000	¥500	→ ¥700	¥2,500	→ ¥2,700
第1種(地区L)	¥2,000	¥500	→ ¥700	¥2,500	→ ¥2,700
第1種(大学・高専)	¥2,000	¥500	→ ¥700	¥2,500	→ ¥2,700
第2種	¥1,000	¥1,000	→ ¥1,200	¥2,000	→ ¥2,200
第3種	¥700	¥200	→ ¥400	¥900	→ ¥1,100
第4種	¥700	¥200	→ ¥400	¥900	→ ¥1,100
女子(L・一般・レディース・大学)	¥2,000	¥200	→ ¥400	¥2,200	→ ¥2,400
女子(高校)	¥1,000	¥200	→ ¥400	¥1,200	→ ¥1,400
女子(中学)	¥700	¥200	→ ¥400	¥900	→ ¥1,100
女子(小学)	¥700	¥200	→ ¥400	¥900	→ ¥1,100
シニア種	¥1,500	¥700	→ ¥900	¥2,200	→ ¥2,400

【当初登録】*年度当初に1回だけ行う登録

(継続登録申請) 前年度に登録があるチームが引き続き登録する申請

登録の流れ

- ① 前年度登録チームに「チーム確認カード」を配布(県協会→地区協会または種別→各チーム)
- ② (財)日本サッカー協会のホームページにアクセスし、Web登録をする(各チーム)
*Web登録は2010年2月15日から利用できます。
- ③ 所属する地区または種別へ、登録料を納入する。(各チーム→地区協会または種別)
*当初登録のスケジュール、登録料等は各地区協会または種別からの指示に従ってください。
- ④ 地区協会または種別による承認事務(登録料:地区協会または種別→県協会)
- ⑤ 県協会による承認事務(登録料:県協会→日本協会)
- ⑥ 日本協会の受付
- ⑦ 選手証の送付(日本協会→各チーム)

(新規登録申請) 前年度に登録がないチームが登録する申請

前年度に登録がないチームが登録するときは所属する地区協会または種別の承認が必要です。承認を得ず、Web登録をしないで下さい。

所属する地区協会または種別への連絡先は県協会(下記参照)までお問い合わせください。登録の流れは継続登録申請の②以降と同様です。

【追加登録】*当初登録後はすべて追加登録です。

◎当初登録と追加登録は登録料の納付先が異なります!

当初登録の登録料は、各チームから各種別や地区へ納付し、その後集計され、そこからまとめて県協会へ納付されます。

これに対し、**追加登録の登録料**は各チームから直接、県協会に納付していただきます。追加登録の承認作業はおおむね1週間以内に行いますが、特にお急ぎの場合は、県協会へその旨、メールにてご連絡ください。

【例えば!】

当初登録をした後すぐ、選手が1名当初登録に漏れていたことに気づき追加登録をした場合でも(たとえ同日にWeb登録をした場合であっても)、登録料の振込先が異なります。

- ◎Web 上で追加登録をしたあと1ヶ月以上、登録料のお振込みがない場合は、却下扱いとさせていただきますのでご注意ください。
- ◎追加登録の年度内期限は毎年2月末日登録分までとさせていただきます。3月以降の追加登録は受け付けませんのでご注意ください。3月以降は新年度で登録してください。
- *別紙「追加登録について」、「追加登録について(移籍を伴う場合)」参照

【選手情報の変更について】

選手情報の変更(氏名・フリガナ・生年月日の変更など)はWeb上で申請することができます。その際、選手証の再発行を申請されますと1枚1,000円の手数料が必要となりますのでご注意ください。

*別紙「選手証の再発行について」参照

【監督登録について】

1. 2005年度から登録チームの指導者ライセンス義務化について(4種=少年のみ)

2005年度加盟登録より、4種チームは監督またはコーチのいずれかが財団法人日本サッカー協会が認定するS、A、B、CまたはD級指導者の資格を有していることが義務づけられています。

2. 2005年度から有資格者指導者の監督登録料が免除されました

- (1) 下記に該当する場合は監督登録料(2,000円)が免除になります監督登録料が免除されます。
【免除対象者】既に公認指導者ライセンス認定証が発行され、2010/1/27までに指導者登録費の自動引き落としが完了している方
- (2) 監督が指導者資格を持っていないチームは、これまでどおり監督登録料を徴収します。(4種チームは有資格指導者の登録が義務づけられています)

【注意】Web登録のとき監督が有資格指導者であっても、指導者登録番号を入力しなかったり、指導者登録番号が間違っていたりした場合、有資格指導者とみなされず監督登録料が免除されないことがあります。必ず正しい指導者登録番号(Cで始まる10桁の番号)を入力してください。

3. 年度途中で何度交代しても監督登録料は徴収されません(2007年度から実施)

監督登録料免除対象者から、免除対象でない監督に交代した場合も徴収しない。

【その他の注意事項】

1. ユニフォーム規程について

ユニフォームに第三者のための広告表示を希望するチームは、スポンサーの名称、業種および広告の内容について、事前に県協会に申請し日本協会の承認を得る必要があります。また、申請には所定の申請料が必要です。詳しくは県協会へお問い合わせください。

*別紙JFA「ユニフォーム規程」「ユニフォーム広告申請マニュアル」参照

2. 選手番号は永久番号です

Web登録で利用する、平成8年度以降に各選手に付けられた選手登録番号(10桁の番号)は、その選手がチーム移籍、進学により種別が変わった場合でも永久に変わりません。また、数年間登録をしないで再び登録をする場合でも同様に変わりません。

チーム代表者は所属の選手に選手証(若しくはその写し)を配布するなどして、選手本人が自分の選手登録番号を把握できるようにしてください。

〒500-8357 岐阜市六条大溝3-8-13

(財)岐阜県サッカー協会

TEL 058-272-4343 /FAX 058-272-3181

メール gifukenfa2003@mocha.ocn.ne.jp